

判決年月日	平成 1 8 年 9 月 2 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成18年（行ケ）10088号		
○ 意匠登録出願に係る「金属製ブラインドのルーバー」の意匠につき，出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において公然知られた形状に基づいて容易に創作することができたとした特許庁の審決が取り消された事例。			

（関連条文）意匠法 3 条 2 項

上記意匠登録出願に対する拒絶不服審判の審決は，「建造物笠木の装飾用ホルダ材」の意匠に係る図面（引用刊行物）を引用し，本願意匠の基本形態は，引用刊行物にも記載されているように，出願前に公然知られたものである等として，意匠法 3 条 2 項により審判請求を不成立としたものである。

上記審決の取消訴訟である本訴において，被告（特許庁）は，審決が引用刊行物を引用した趣旨は，引用意匠の外周壁から嵌合部の開始位置に設けられた係止片に至る部分の形状（一定の断面形状で長手方向に連続し，背面側に嵌合部を設け，嵌合部を除く外周壁を正面側に向かって断面視半円形に膨出させている形状）が，本件出願前に公然知られたものであることを示すためであると主張し，さらに，「御簾垣」の意匠を新たに挙げて，その部材である組子に使用される半割竹の基本形状は，本願意匠の外周壁の形状そのものであり，本願意匠を創作する際に，半割竹の基本形状を外周壁の形状として採用することは，日本古来より伝わる周知の形状を踏襲するものにすぎないとも主張した。

本判決は，以下のとおり判示して，被告の主張を排斥し，審決を取り消した。

意匠法 3 条 2 項は，物品の同一又は類似という制限をはずし，社会的に知られたモチーフを基準として，意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであるが，これは，一般需要者の立場からみたものではなく，当業者の立場からみた創作の容易性を登録要件としたものであるから，創作の容易性の有無を判断するに当たっては，当該意匠の属する分野をふまえた上での検討がされなければならない。

本願意匠は，意匠に係る物品を「金属製ブラインドのルーバー」とするものであり，当業者が公然知られた形状に基づいて容易に本願意匠の創作をすることができたというためには，公然知られた形状を金属製ブラインドのルーバーに用いることが容易であるといえなければならない。

・・・ブラインドのルーバーは，日光や雨を遮ることを目的とするものであり，また，その構造は，羽板を並べて開口部に設け，羽板の向きを調節することによって日光や雨を遮るものであるから，ブラインドのルーバーを物品とする意匠が創作されるに当たっては，上記のような機能・構造が当然に考慮され，これによる一定の制約の下に創作されるもの

である。

以上を前提として、本願意匠の創作の容易性につき検討する。

(ア) ……引用意匠は、意匠に係る物品を「建造物笠木の装飾用ホルダ材」とするものであり、その説明として、「本物品を所定の寸法に切断後、予め建物天部に取付されている笠木体の屋外側に、当該物品を係着し、これに装飾笠木を係着する。」と記載され……ている。

このように、引用意匠に係る物品は、笠木体に装飾笠木を取り付けるためのホルダ材として用いられるものであって、本願意匠に係る「金属製ブラインドのルーバー」とは、その機能・構造において全く異なるものである。したがって、引用意匠に接した当業者が、上記「公然知られた形状」を採用して本願意匠を創作することは、容易であるとはいえない。

(イ) 次に……御簾垣は竹垣の一種であり、……これをブラインドと比べると、目隠しとしての機能を有する点では共通する面はあるものの、ブラインドが、羽板の向きを調節することによって日光や雨を遮るという基本的な機能・構造を有しているのに対して、御簾垣は、このような機能・構造を有しているものではない。また、御簾垣の組子が半円形状をなしているのは、竹という自然物の場合、これを割って用いることから生じる自然な結果であるが、金属製ブラインドのルーバーを作成する場合には、竹の場合と同様の発想を採用して半円形状とする理由はない。

したがって、御簾垣の組子における半割竹の形状を「金属製ブラインドのルーバー」に採用することは、当業者にとって容易であるとはいえないから、被告の前記主張は、採用することができない。